

本願寺史料研究所報

第 64 号

発行所

本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話

〇七五―三四三―三三一

内線(五四一八)

発行者

所長 赤松 徹眞

発行日

二〇二三年三月三〇日

明和の法論をめぐる対論書について

——『対論筆記』の紹介を兼ねて——

安部 弘得

はじめに

明和の法論とは、明和年間に浄土真宗本願寺派のなかで起きた教学論争のことを指す。これは承応の閼牆・三業惑乱と並んで、いわゆる「三大法論」の一つに数えられている。

この明和の法論では、学林側と播磨真浄寺智暹側が争い、明和四年（一七六七）五月十七日と同月二十三日の二度にわたって、本山対面所（鞆の間）にて直接対論が

行われた。対論の様子は、学林・智暹双方によって記録されており（以下、各々を学林対論書・智暹対論書と呼ぶ）、今回紹介する本願寺史料研究所（以下、史料研）保管の『対論筆記』は学林対論書のうちの一つである。ところで、従来、学林対論書は智暹対論書と比べて記載内容が信用し難いと指摘されてきた。そのため、明和の法論に関する研究では、後者が参照史料として採用され、前者が顧みられることはなかった。

本稿では、このような従来の評価を再検討し、学林対論書ひいては『対論筆記』の重要性を主張したい。

以下では、まず学林・智暹双方が対論に至った経緯を確認する。次に、対論書に関する従来の評価を確認し、その妥当性の有無を『対論筆記』を用いて検証し直す。続いて、対論書の異本に関連する情報を整理し、最後に『対論筆記』を翻刻・紹介する。

一 対論までの経緯

明和の法論全体の経緯を記録した書物に『明和法論次第』と『対論記』の二書がある。前者は学林対論書の筆者の一人でもある仰誓によって記録されたものであり、『真宗全書』第五〇巻に翻刻収録されている。一方、後者は智暹の門弟（著者名は不明）によって著されたものである。これは翻刻されていないものの、写本がウェブサイトに「龍谷蔵」から閲覧可能となっている。

明和の法論に関する先行研究は、先の二書と智暹対論書『鞘之間論議』を基礎史料としており、学林対論書を参照していない。ここが今回の問題点となる。というのも、法論全体の経緯を記録した書物を参照する際は、学林・智暹双方の史料を採用し、対論書の場合に限って智暹側の史料しか用いていないからである。

ともあれ、現段階としては先行研究によりながら、対論に至るまでの経緯を簡単にまとめてみたい。

明和元年（一七六四）七月、智暹は『浄土真宗本尊義』（以下、『本尊義』）を著し、当時学林の正統の説とされていた第四代能化法霖の本尊論を暗に批判した。法霖が『観無量寿経』に説かれる韋提希所見の住立空中尊を本尊とするのに対し、智暹は『大無量寿経』を拠りどころとして、本尊は阿難および四衆所見の威徳巍巍たるもので須弥山のような仏身であるべきだと主張した。さら

に、法霖の教学を「一益達解」と批判した。

翌年一月、学林側の申し立てによって、本山は『本尊義』の流布を延期するよう命じた。にもかかわらず智暹が同書の発売を強行したので、本山は同月に流布を禁止した。

同時期に、学林側から天倪が『本尊義疑書』を著して智暹の説を批判した。これに対して、智暹は翌七月に『本尊義答釈』をもつて反論した。さらに、僧鎔が九月に『本尊義一百問』を著し、天倪も十月に『本尊義並答釈中一百八十難発問』によって重ねて智暹に詰問した。しかし、智暹は先の二書には返答しなかった。

明和三年八月に智暹は門弟を伴って上京し、翌月に播磨亀山本徳寺の添状とともに口上書を本山に提出した。それには、『本尊義』の流布を認めてほしいこと、また同書を邪義と非難する者がいれば、その者と対論を願いたいことが記されていた。これについて本山は直接に断を下さず、勤番の正覚寺や本善寺を通して度々交渉を試みたが、不調に終わった。

そこで同年十一月、本山は智暹とその門弟を召し出し、明年の安居に第五代能化義教が上京する際、学林側と対論するよう申し渡した。ここにおいて、智暹等はひとまず帰郷した。

明和四年五月、智暹とその門弟は上京して対論を待った。同月十一日、智暹等は本山に今回の対論は『本尊義』の破邪の一章についてか、その始終についてかを尋ねた

【表 1】対論までの経緯

和暦	西暦	月日	事項
明和元	1764	7月3日	智暹、『本尊義』を著す。
明和2	1765	1月27日	本山、『本尊義』流布の延期を命ず。
		6月6日	智暹、『本尊義』の発売を強行。
		6月29日	本山、『本尊義』の流布を禁ず。
		6月	天倪、『本尊義疑書』を著し、智暹の弁明を求む。
		7月	智暹、『本尊義答釈』を著し、天倪に答う。
		9月	僧鎔、『本尊義一百問』を著す。
		10月1日	天倪、『本尊義並答釈中一百八十難発問』を著す。
明和3	1766	6月1日	学林、本山に『本尊義』の糾明を訴う。
		9月14日	智暹、『本尊義』の流布を本山に願う。
		10月29日	智暹、本善寺に口上書を出し、『本尊義』の一部削除を拒む。
明和4	1767	4月16日・18日	学林、智暹との対論を願う。
		5月17日	学林と智暹、本山で対論（第一回）。
		5月23日	学林と智暹、本山で対論（第二回）。
		5月	浄応・慶観、『鞘之間論議』を編録。
		6月13日	学林・智暹双方に裁決。学林鬻衆これを不服とし本山へ乱入。
		7月16日	義教、対面所で智暹の『本尊義』を批判。
		10月	本山、『本尊義』の絶版を命ず。
明和5	1768	5月14日	智暹、没す。
		6月6日	義教、没す。

※本願寺史料研究所編『本願寺年表』（浄土真宗本願寺派、1981 年、183~186 頁）参照

ところ、十五日に始終について対論することが決定された。ところが、翌日本山はにわかに智暹等を召し出し、今回の対論は前能化法霖の教学を誹謗したことに限ること、および義教が不快のため、名代として代講功存を出席させる旨を申し渡した。智暹側は、対論は『本尊義』全体にわたるべきこと、ならびに義教が不快ならば全快を待つて対論したいことを願い出たが、許されなかった。また本徳寺役人を通じて、対論に際して判者を立てるよう本山に申し入れたが、結局これも叶わなかった。

こうして、いよいよ明和四年五月十七日に第一回の対論が、本山の鞘の間に行なわれることとなった。学林側からは、功存・継成・天倪・覚厳・教流・北天、筆記者として徳厳・仰誓の八名が出席した。智暹側は智暹を筆頭に行界（別名は随円）・円識・泰乗・浄心・慶観の六名が出席し、後の二名が筆記者となった。また、法如宗主・文如嗣法・連枝・坊官等も臨席した。

第二回の対論は同月二十三日に開かれた。学林側の出席者は、前回の八名に加えて、智洞・慧舶が出席した。また智暹側にも前回の六名のほか、智幢・智統・智謙が加わった。

対論終了後、明和五年五月十四日に智暹は没し、次いで六月六日に義教が没した。中心人物を失っても法論自体はなお活発に続けられたが、以降の動向については割愛する。

以上の経緯とそれに関連する出来事をまとめたものが

【表 1】である。

二 学林対論書と智暹対論書

先述したように、対論書には学林側と智暹側の二系統が存在する。両対論書も「論者云……」「智暹云……」といったような対話形式で書かれており、対論の場で誰がどのような発言・挙動をしたのかが記録されている。

学林対論書は藤満の徳厳・仰誓によって筆録された。

仰誓は「仰誓聞書最第一」と評されるほどの優れた筆記者であった。⁸⁾一方、徳厳の詳細については不明だが、『明和法論次第』によれば「山城国愛宕郡京御寺内西教寺」⁹⁾所属の人物であったことが分かる。学林対論書には複数の異本（もしくは写本）が存在するため、当時同書はある程度流布されていたことが窺える。ただし、これらは未だ翻刻されていない。

一方、智暹対論書は『真宗全書』第五〇巻に翻刻収録されており、一般に『鞘之間論議』（別名『閲牆記』¹⁰⁾）と呼ばれている。同書は智暹の門弟である浄応・慶観によつて筆録された。浄応は播磨常泉寺、慶観は安芸明善寺所属の人物であった。

ところで、『龍谷大学三百年史』によれば、学林対論書は「牽強付会の記事が多くて、信用し難い点がある」と指摘されており、これに対して『鞘之間論議』は「比較的に正確と思はれる節がある」と述べられている。¹¹⁾こ

うした評価の所以は、『真宗全書』第五〇巻に記載されている『鞘之間論議』の解題にあると考えられる。

本書は本と播南真浄寺に蔵する『対論記』中より写し取りしものにて、当時の論議を最も正確に筆記せるものなり。世に写伝せる『鞘之間論議』は、附会の記事多く、且つ学林の徒の手に成りて、遂に智暹をして「存覚師の安心も不正なり」との語を吐かしむるに至る。其附会笑ふべし。今最も公平なる桂厳師の自筆記録に照すに、是の播南の記録甚正し。仍て茲に編入す。¹²⁾

ここでは、『鞘之間論議』を正確と判断できる根拠が二つ挙げられている。一つ目は、学林対論書（「世に写伝せる『鞘之間論議』」）には「附会の記事」が多いこと、二つ目は「桂厳師の自筆記録」との対照によるものである。

しかしながら、これら二つの根拠にはそれぞれ問題点が指摘できる。まず一点目は、学林対論書に「附会の記事」が多いからといって、『鞘之間論議』を全面的に信用はできないことである。というのも、学林対論書だけでなく、『鞘之間論議』にも記事が操作された可能性が窺えるからである。例えば、『対論筆記』には次のような発言が記録されている。

彼土ニテ正定聚力即滅度ナリト云コトハ其許ノ著述
セラレタ書ニモ見ヘル、即流情記中^{十四}云、若依二經
文^一、從容^{トシテ}撰ニ多機^一、別亦為ニ彼土益^一、若約ニ
真土^一則、得^レ始即得^レ終、円具頓証^ス、若約ニ化土^一
則、始益・終益宛然^{トシテ}、隔別^{ス文}、先師ノ意流情記ト
同シコトナリ
(本翻刻史料、一二頁)

ここでは、学林側が智暹の著した『流情記』（『入出二門偈頌流情記』を引用して、先師（法霖）の説と『流情記』の説が同じだと主張している。つまり、相手側の著述を用いることによって、自説が正しいと論破を試みている。一方で、『鞞之間論議』の当該箇所には先の発言が記録されていない。ここから、智暹側の筆者が自分たちに不利にはたらく発言を省略した可能性を指摘できる。このような例は他にもあり、一概に『鞞之間論議』が正確とは言えない。

勿論、先の発言は学林側の手による、それこそ「附会の記事」に類するものとも推察し得る。しかし『対論筆記』には、「附会」とは考えにくいリアリティーをもった挙動も記録されている。例えば、「論者ノ言バ未^レニ畢智暹申テ云……」（本翻刻史料、二〇頁）とか「随円マタ激スル色ニテ声ヲ発シテ云……」（本翻刻史料、二二頁）といったように、実際その場で目撃しなければ記述できないような生^{なま}の描写が看取される。一方で、『鞞之間論議』にはそういった記載はない。仮に学林対論書（『対

論筆記』に多少の誇張表現があったとしても、現場の状況を詳細に表わしているといった点で、同書は重要な史料と言える。

次に「桂巖師の自筆記録」に関してである。これが何を指しているのかは曖昧であるが、おそらく『折衝篇通釈』であろうと考えられる¹³。同書は法霖著述の『浄土折衝篇』を註釈したものであり、対論の内容にも言及している。しかし、その言及は学林・智暹両対論書に共通した事柄であって、特別に『鞞之間論議』が正確と断定できる根拠を示したものではない¹⁴。

以上のように、『鞞之間論議』を正確とする根拠は必ずしも十分ではなく、適切な検証作業がなされたとは言えないのである。したがって、実際に学林対論書と『鞞之間論議』を対照して、文言の異同を比較検討する作業が必要となる。

そこで、今回紹介する『対論筆記』が注目されてくる。後に詳述するが、学林対論書の異本には第一回の対論記録がなかったり、誤字・脱字があったり、文字が荒いといった難点がある。一方、『対論筆記』の場合は第一・二回の対論記録が揃っており、比較的誤字・脱字も少なく、文字も読みやすい。つまり、異本と比較して体裁が整っている。こういった理由から、同書は『鞞之間論議』と対照するのに最適な史料と言える。

ただし、『対論筆記』と『鞞之間論議』との具体的な対照作業については、紙幅の制限上別稿に改めたい。

三 対論書の整理

学林・智暹対論書はそれぞれ異本（もしくは写本）が存在している。学林対論書の場合は複数あつて、管見の限り、史料研に二点、龍谷大学（以下、龍大）に二点、京都大学（以下、京大）に二点の計六点が確認できる。智暹対論書の写本は京大に一点存する。

以下では、学林・智暹の順で概要を説明し、後にまとめて一覧表を提示する。なお、京大に所蔵にされている二点の学林対論書は、『鞘之間論義篇』『鞘之間論議篇』と書名が近似している。そのため、前者を京大本 A とし、後者を京大本 B と呼ぶことにする。

まずは、本稿で紹介する史料研保管の『対論筆記』から説明していきたい。筆記者は徳厳・仰誓と記されているけれども、書写者は記されていない。ただ、表紙には「五月十四日 対論筆記 全」と記されていることから、対論の終了した後年に何者かが書写（あるいは清書か）を行ったものと考えられる。というのも、対論は明和四年（一七六七）五月十七日と同月二十三日に行われたからである。また、異本のなかでは第一回の対論記録がないものもあるが、『対論筆記』には第一・二回の記録が揃っている。

次に史料研保管の『破邪訣』についてである。他の対論書が「対論筆記」や「鞘之間論議」と呼ばれるなかで、

『破邪訣』と題されるのは珍しい。筆記者は徳厳・仰誓で、書写者は記されていない。所々に朱筆でメモあるいはコメントのようなものが書き込まれており、研究の形跡が見られる。ただ残念なことに、同書には第一回対論が記録されておらず、第二回のみが記録されている。

続いて、龍大図書館所蔵の『御対面所対論』についてである。同書は、龍大図書館のウェブサイト上では「御対面所対論」の名で登録されているが、実物の表紙には「対論筆記」と書かれた付箋が貼られている。筆記者は徳厳・仰誓であるが、末尾の文言から、仰誓直筆を「巨洞」が書写し、さらにそれを明和四年九月九日に「円察」が書写したことが分かる。また、同書は保存状態も良く体裁も整っている。しかし、『破邪訣』と同様に第二回対論しか記録されていない。

龍大図書館には『本尊義対論筆記』という対論書も所蔵されている。筆記者は徳厳・仰誓であるが、同書の中表紙には「仰誓和上本尊義対論筆記」と書かれた付箋が貼られている¹⁵。前段の『御対面所対論』にも言えることだが、徳厳ではなく仰誓の名が前面に出てくるという点については、学林対論書の製作過程の究明も含めて今後の課題である。同書には二回の対論記録が揃っているが、全体的に文字が荒く、読みづらい印象である。また、書写者は記されていないため不明である。

次に、京大附属図書館所蔵の京大本 A について説明したい。同書は「京都大学貴重資料デジタルアーカイブ」¹⁶

【表 2】各所に点在する対論書の整理

書名	所蔵・ 保管場所	学林側 ／智暹側	筆記者	書写者	第一回記録 の有無
『対論筆記』	史料研	学林側	徳厳・仰誓	不明	有
『破邪訣』	史料研	学林側	徳厳・仰誓	不明	無
『御対面所対論』 (『対論筆記』)	龍大	学林側	徳厳・仰誓	円察	無
『本尊義対論筆記』 (『仰誓和上本尊義対論筆記』)	龍大	学林側	徳厳・仰誓 (中表紙の題 名には仰誓の名がある)	不明	有
京大本 A (『鞘之間論義篇』)	京大	学林側	徳厳・仰誓 (ウェブサイ ト上では浄応)	不明	有
京大本 B (『鞘之間論議篇』)	京大	学林側	桂厳・仰誓 (桂厳は徳厳 の誤写か)	星溪恵暢か	有
『鞘之間論議』	京大	智暹側	浄応・慶観	濱田公美	有

(以下、「京大アーカイブ」にて画像データが公開されている。筆記者は徳厳・仰誓であり、書写者は不明である。ウェブサイト上では、著者が智暹側の筆記者である浄応と登録されているが、内容は学林対論書に近似していることから、おそらく徳厳・仰誓の誤りではないかと思われる。¹⁷同書には二回の対論記録が揃っているが、第一回記録では朱筆の訂正が多く、第二回記録では脱字が散見される。

京大本 B もまた「京大アーカイブ」で公開されている。同書が他の学林対論書と異なる点は筆記者にある。他が徳厳・仰誓であるのに対して、同書には「撰津桂厳・石州仰誓」と記されている。「桂厳」は「徳厳」の誤写と思われるが、徳厳は山城国の人物であり、桂厳(諱は教導)は実際に撰津国の人物である。この点に関しては興味深いところではあるが、今回は深入りしない。また、末尾の文言から、安永七年(一七七八)初秋に「行成」が書写したことが確認できる。ただし、最後に「星溪恵暢」といった名前が記されているため、この人物が最終的に書写したと考えられる。同書には二回の対論記録が揃っているものの、虫食いが激しく、誤字・脱字も多い。異本と校合することによって不明な字も明らかとなるであろう。¹⁸

最後に、京大附属図書館所蔵の『鞘之間論議』について触れておきたい。これもまた「京大アーカイブ」にて公開されている。同書は、明和の法論に関連する他の複

数の書物と合綴されており、ウェブサイト上では「浄土真宗本尊義」の名で登録されている。同書には至る所に朱筆の訂正や書き込みが見られる。その編集跡が『真宗全書』第五〇巻収録の『鞘之間論議』と完全に一致することから、『真宗全書』収録のものは同書を元に翻刻されたと考えられる。筆記者は浄心・慶観であり、天明六年（一七八六）に「濱田公美」が書写を行っている。また、四頁に引用した解題によれば、『鞘之間論議』の原本は兵庫県高砂市真浄寺所蔵の『対論記』に附属されている。

以上をまとめたものが、【表 2】である。

結びにかえて

本稿では、『対論筆記』を用いて、明和の法論に関する研究における学林対論書の重要性を主張した。

まず、『対論筆記』にあつて『鞘之間論議』にはない記事に注目し、智暹側の筆記者がそれを省略した可能性のあることを指摘した。また『鞘之間論議』よりも『対論筆記』のほうが、対論者（智暹側）の挙動や現場の状況を、より鮮明に描写している点に言及した。次に、「桂庵師の自筆記録」（『折衝篇通釈』と考えられる）は、『鞘之間論議』の正確さを保証する書ではないことを示した。以上、これまで学林対論書に比べて『鞘之間論議』のほうが正確とされてきたが、その根拠は十分ではなく再

検討の余地があることを明らかにした。

今後、明和の法論に関する研究は、『鞘之間論議』だけでなく、学林対論書も参照して進められるべきである。その際に、異本のなかで最も体裁が整っている『対論筆記』の活用は必須となるであろう。

なお、学林対論書については、原本の有無や各異本の対照など、解明すべき点が多く残されている。これらを含めた網羅的な研究に関しては今後の課題としたい。

註

(1) あらかじめ注意しておきたい点は、明和の法論の経緯全体を記録した書物と、対論書との区別である。前者には『明和法論次第』と『対論記』があり、後者には今回紹介する『対論筆記』や後述する諸史料が含まれる。『対論記』と『対論筆記』の書名が似ているため両者は混同されやすいが、本稿の考察対象は後者（対論書）である。

(2) 「龍谷大学図書館 貴重資料画像データベース：龍谷蔵」(二〇二三年三月九日閲覧、<https://da.library.ryukoku.ac.jp/>)。

(3) 龍谷大学所蔵の『対論記』は智暹対論書の『鞘之間論議』附のらずであるが、それが抜け落ちている。

(4) 代表的なものに、前田慧雲『本願寺派学事史』（文明堂、一九〇一年）、梅原真隆『明和（の）法論（一）』（四）』（『六条学報』一九四〇一九七、一九一七〇一九一八年）、松陰了諦『明和法論に関する一考察』（『龍谷大学論叢』二四六、一九二二年）、『龍谷大学三百年史』（龍谷大学出版部、一九三九年）、『龍谷大学三百年史』通史編上巻（龍谷大学、二〇〇〇年）、木村世雄『明和法論』俯瞰記（『真宗研究

会紀要』三二、二〇〇〇年)、本願寺史料研究所編『増補改訂本願寺史』二(本願寺出版社、二〇一五年)などが挙げられる。

これまでの研究が、学林対論書ではなく智暹対論書を参照する理由の一つに、明和の法論の後に起こり、本願寺派最大の教學論争となった三業惑乱の影響が挙げられる。三業惑乱では、明和の法論と同様に在野(地方)対学林といった構図が形成され、在野の勝利として決着した。その結果、従来学林に集中していた宗学の権威が地方に分散することになった。学林ではなく在野の史料が選ばれるのは、こういった歴史的背景が関与していると考えられる。

(5) 明和の法論は、本尊論についての論争になるはずであったが、直接対論に至ると論点が「一益達解」の問題にすり替わってしまった。「一益達解」とは、「一益法門」とも言われ、信の一念に正定聚の位につくのと同時に滅度の果を得ると理解することである。浄土真宗における利益は、現生において正定聚の位につく益と当来における滅度の益との二益とされているが、「一益達解」の場合は、その二益を一益と領解する点に問題がある。

(6) 宝暦十二年(一七六二)二月十一日、功存は越前浄願寺龍養が唱導していた無帰命安心の異義を破するために法談を行った。この法談では願生帰命・三業安心が主張され、その内容を筆記した『願生帰命弁』は、後に三業惑乱へと発展する引き金となった。また、功存は明和六年(一七六九)四月十六日に第六代能化に就任した。

(7) 功存没後の寛政九年(一七九七)五月、智洞は第七代能化に就任した。三業惑乱において智洞は学林側の中心人物となり、願生帰命・三業安心を強調した。

(8) 井上哲雄編『真宗本派学僧逸伝』(永田文昌堂、一九七九年)、九九頁参照。仰誓は石見国邑智郡一(市)木村浄泉寺の住職であった。

(9) 『真宗全書』五〇(蔵経書院、一九一五年)、二四一頁。

(10) 『閑牘記』という書名が今日一般的でない理由について、木村世雄は「西吟と月感による法論「承応閑牘」と混同する可能性があるからであろうか」(同氏前掲論文、八一頁)と述べている。

(11) 『龍谷大学三百年史』、二二二頁参照。また、『龍谷大学三百年史』通史編上巻、一二五頁にも同様の記載がある。

(12) 『真宗全書』五〇、八〇九頁。傍線は引用者による。以下同様。

(13) 梅原真隆「明和法論(四)」『六条学報』一九七、一九一八年、一四頁)には、『折衝篇通釈』についての考察がなされている。

(14) 『折衝篇通釈』は『浄土折衝篇』所説の「合」正定及滅度の「一益」の文を公平な立場から解釈し直している。桂巖の主張によれば、法霖は敢えて対外的立場から、「正定」を現益ではなく当益で語っているとしている。しかし、難者(智暹側)も論者(学林側)も「正定」を現益として議論していると対論の内容を批判している。詳しくは、『真宗全書』第五〇巻に収録されている同書を参照されたい。

(15) 『本尊義対論筆記』には厚紙の表紙が重ねられており、その表紙には「本尊義対論筆記」と記された付箋が貼られている。つまり、外表紙には「仰誓和上」の記載がない。

(16) 『京都大学貴重資料デジタルアーカイブ』(二〇二三年三月九日閲覧、<https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/>)。

(17) ただし、学林対論書を後に浄応が書写したという可能性も捨て切れない。

(18) 京大本Bには『本尊義破邪顕正』と内容の似た書物が合綴されている。

(あべ ひろのり

本願寺史料研究所臨時勤務員

龍谷大学大学院文学研究科

博士後期課程研究生)

『対論筆記』(本願寺史料研究所保管)

【凡例】

- ・本願寺史料研究所保管の『対論筆記』について、書誌情報と翻刻文を掲載した。
- ・旧字体などについては基本的に常用漢字を用いた。
- ・紙面の都合上、改行はせず送り込んだ。
- ・適宜、読点及び中黒点を加えた。
- ・誤字と思われるものについては、適宜傍注を示した。
- ・対論の第一回・第二回を明確にするため、第二回開始の箇所⁽¹⁾に当該部分の画像を挿入した。

【書誌情報】

- ・装丁…一冊、縦帳、袋綴、縦二四・〇センチ、横一六・四センチ、表紙・裏表紙は淡茶色のハケ目文様のある厚手のものを後補とする。
- ・丁数…四九紙
- ・形態…書写
- ・備考…第一丁表右下に写字台文庫の朱印(小判型)あり。論者の冒頭に朱筆の合点あり。第一回対論と第二回対論は別仮綴じであるが、後に合綴される。まま誤字の訂正がなされる。

【翻刻】

(裏紙)
一五月十四日

対論筆記 全一

明和四丁亥五月十七日対論筆記

一下間大進殿被仰渡、真浄寺先達^而申通、今日対論被仰付候間、高声ニ無之様神妙ニ被致論義可然候

一論者云、唯今被仰出候通、今日ハ其元著述ノ本尊儀ノ

コトハ御能職応対可有之コトニ候、然ルニ本尊儀ノ中一益達解等ト種々二点斥セラル、コト、其許ノ本心ハ

学林先職演暢院法霖ヲイミソシル趣ハ、或ハ筆ニ顯シ口ニ伝ヘラル、コト天下ニカクレナシ、依之処々ヨリ

学林へ被訴衆中多シ、ソレユヘ今日如此ノ対論ニ及フコトニ候、誠学仏ノ徒ハ為法ノ志ヲモテ互ニ相助ケ、

仏法興隆致スヘキコト僧分ノ職也、然ルニ其許謙讓ノコ、ロモナク無根謗ヲナシ、法霖ハ一益法門達解安心

ナト、悪名流布スルコトアルマシキコトナリ、学職ハ一宗ノ法ヲタ、ス人、コトニ法霖ハ数代ノ法王ノ命ヲ

奉シテ学林ノ能化職トシテ、破邪顕正ノ功幾万人其恩沢ヲ蒙ラヌハナシ、実ニ為法ノ志アラハ不審ナル処ハ

尋問テ其疑ヲ決シ、一宗ノ法門ヲ一様ニ弘通アリタキコトナリ、其方ノ如ク文ヲ枉ケ義ヲマケテ先師ヲ一益

達解ト難セハ、当流ノ規矩ハ何ニヨリテ立ヘキヤ、先輩ノ説ハ長スルヲ挙テ人ノ徳ヲヲホフコトハアルマシ

キコトナルニ、先師学職ヲ非義邪法ト云テ当流ノ法門

ノ源ヲ破ルユヘニ、不得止今日糾明スル処ナリ、其疑ハシキハ日ヲ重ネ年ヲ経テモ一々弁論セネハ弘通ノ妨ケナレハ、互ニ仏祖・知識ヲ頭ニ頂キ俗情ヲ止テ、公ニ一味和合シテ御宗門ノ一分ヲモ護持スヘキコトナレハ、カネテ疑謗ノ趣一々具ニ尋申サルヘク候、諍論ト云テ勝負ヲ競フト云コトニテハ無之間公ニ糾明可致コトニ候

一智暹云、御尤ノ御意ニ候、私共ナニシニ先師ヲ邪義ト申スヘキ義無之候、シカレトモ文ニ臨テハ及ハスナカラ祖師ノ御己証ニ叶ハヌ処アレハ、時ニ臨ンテハ評破ヲ加ヘタルコトモ御座候ヘトモ、是ハ学者分上ノツトメト致スコトニテ御座候、本尊義ノ中先師ノ名ヲ指シテ一益達解ト申タルコトハ無之候、正定・滅度一益ト云ヒ達解ヲ以テ安心ト申スモノハ宗意ニ叶ハスト申タハカリ邪義トハ不申候、然レトモ私門弟ノ中ニ不心得ノ者有テ左様ニ申タルモノハ有カモ存セス候、先師ヲ邪義トハ不申候、文ニ臨テ評破致スコトハ各方様トテモアルマシキコトニアラス、私全ク我執ヲ以テ不申候、往生ノ一大事ヲ喜フ身ノ上、コトニ七ニナシトスル身ナレハ利養名聞ノ為ニ申ニテハ御座ナク候

一論者云、学者ノ上ニハサコソアルヘキコト、世俗ノ論トハ違フ法門ノコト、心中ヲツ、マス可被申、其許ノ心中ニ覚ヘカ有フ、然ハ其元ハ先師ヲ一益ノ邪義・達解安心ノ人シヤトハ口ニモ云ハス、心ニモ思ハレヌカ一暹云、先師ヲ邪義ト申マセヌナレトモ、文ニ臨テハ評

破致シタル義ハコサリマス

一論者云、然ラハ一益ノ邪義トハイカナルコトヲ申候ヤ
一答云、一念發起ノ時正定聚ニ入ル、其正定聚ノ位即滅度ト云ヲ一益ノ邪義ト存候

一論者云、此界ニテ一念發起入正定聚ヲ即滅度大涅槃也ト云ハ邪義ナルコト吾門ノ常談、先師何ソ其義ヲ云ン、先師ノ著述何ノ処ニ現生正定聚即滅度ト申サレタル文証有リヤ

一答曰、折衝篇上^九云、何故必至滅度、住正定聚故、何故言正定、必至滅度故、如常山蛇勢、龍樹謂之言必定、是合正定及滅度為一益、故言必定、因果相即益、雖通現生密益、理實生後益^文、此文正定ト滅度トヲ常山ノ蛇勢ニ喩テ一益トスルモノ、正ク中興ノ判ニソムクニ非スヤ

一論者云、龍樹ノ必定ト云必定トハ何ト心得ラレタルヤ、又必定ノ字義^ジハイカニ
一答云、必定トハ正定聚ノ位ヲ云

一論者云、成程其通り、正定聚ニ住シテ必ス滅度ニ至ルヘキモノユヘ必定ト云、其正定聚トハ法前得ニテタトヘハ日光ノ及フ処暁トナル、暁ト日中ト別ナルヤウニ思ヘトモ、日輪ノ体ハ一ツニナル如ク、正定聚トハ暁ノ如ク、日輪ノ相ノアラハニミユル日中ハ滅度ノ如シ、衆生ノ機ヨリミレハ正定ト滅度ト彼此二土ノ益ニシテ別モノ、ヤウニミユレトモ、日輪ノ体ハ暁モ日中モ只一ツノ日輪ナレハ、コ、ヲ通ニ現生密益ト云、密益

ト云テ顕益トハ云ハス、而シテ次ニ理実ニ生後益ト明ナル文ノアルヲ枉ケテ、無理ニ一益ノ義トセラル、ハ何ノ意ソヤ

一 暹云、正定聚ヲ法前得ノ義トハ何トモ合点仕リ難シ

一 論者云、法前得法後得ナトノコト、ソレハ合点ユカスハユカヌナリ、ソレハトリヲキテ、モトヘモトリテ理

実ニ生後ノ益トアルヲ何ソマケテ一益ト云ハル、ヤ

一 暹云、合正定及滅度為一益ト云文イカ、

一 論者云、涅槃ヲウヘキ処ヲ決定シタルヲ正定ト云、ソ

ノ正定ニ涅槃ニ至ル余勢アリ、コレヲ密益ト云

一 論者倪補シテ云、折衝篇ノ文ハモト鳳潭ノ難ニ答フル

ノ書ナリ、雷斧^{上三}_{三右}コノ文ヲ破シテ、故知、經文是当

益ニシテ非ニ現益^一、故云雖通現生密益者、未穩也ト

云、ソレヲ又笑螭臂上之下^{右五}、我言密益者、不二而二

故、不二^一約ニ法体^一、顯密^ハ約ニ機辺^一、又小經皆得不

退転等、即是現生益ト云、密益トイヘトモ、聖道ノ所

談トハ異也、只当来ニ於テ正定・滅度ヲ一益ト云ノミ、

又彼土ニテ正定聚カ即滅度ナリト云コトハ其許ノ著述

セラレタ書ニモ見ヘル、即流情記中^{左十四}云、若依ニ經

文^一、從容^{トシテ}撰ニ多機^一、別亦為ニ彼土益^一、若約ニ真

土^一則、得^レ始即得^レ終、円具頓証^ス、若約ニ化土^一則、

始益・終益宛然^{トシテ}隔別^ス文、先師ノ意流情記ト同シコ

トナリ、然レトモ他ニ対スル書ナルユヘ、雖通現生密

益等ト云ノミ、雖字ヲ以テ奪テ理実生後益ト云、何ノ惑フ処アルヤ

一 暹云、然ラハ正定聚ハ当来ノ益ニ極リテ、現生ニハ正定聚ハナキコトカ

一 必定ノ言ハ現当ニ通ス

一 暹云、御文章ニ正定聚ハ穢土益、滅度ハ淨土ノ益トノ

玉フモノヲ混雜シテ、正定聚ヲ当来ヘモテユクトハイカ、ソヤ

一 論者云、然ラハ反問スヘキ、吾祖已ニ臨終一念夕超証

大般涅槃ト云ハマコト、信セラル、ヤ

一 暹云、祖師ノ高判毫毛疑惑仕ラス

一 論者云、近来、臨終一念夕大般涅槃ヲ得ト云コトヲ疑

惑スル人モアルニ、其許ハソレヲ信セラル、トハ難有

コト、然レハ御流ヲ汲ホトノ人淨土ニ至レハ大滅度、

現生ニテハ正定聚ト云コト誰カ是ヲ諍フベキ、共許ス

ル処也、先師モ亦ツトメテサカリニ此義ヲ談スルコト

余文ニ在テ分明也、何ソ此折衝篇ノ他ニ対シテノヘラ

ル、ノ一文ヲ以テ、マケテ一益ノ義トセラル、ハ何ノ

ニクム処アルヤ

一 他ニ対シテ著ハス書ナレハトテ人ノ惑ニナルコトヲ書

ハ誤リナラスヤ、コトニ霖師ハ正定・滅度ニ益ト思フ

ハ衆生虚忘^{妄心}ノ見ト仰セラル、コト、ナニトモ承引仕リ

難ク候

一 サレハノ能心ヲシツメテ法門ノ筋目ヲトクト合点セ

ラレヨ、今先師霖師ノ所立ヲ弁スヘシ、望溟記ニ、安

樂国ヲ願フ人正定聚ニコソ住スナレ、邪定・不定聚ク

ニ、ナシト云ヲ解シテ此讚両義ヲ存スヘシ、曇鸞大師

ニヨラハ彼土ノ益ト云ヘシ、仏力住持入大乘正定之聚ト云ユヘニ、若当家ニヨラハ現生ナルヘシ、若曇鸞大師ニヨラハ今文浄土ノ正定トシテ苦シカラス、一生補処ニ至ルト一例也、已テニ究竟ヲ証スルノ後ナレハ名ニカ、ハルヘカラス、又十一願ノ讃ノ釈ニ云、然ルニ高祖ノ御意ハ正定ハ穢土ノ益、滅度ハ彼土ノ益ト見サセラレタリ、是ヲ御文章ニハ、正定ト滅度トハ一益ト心得ヘキヤト問セラレ、其レヲ答ヘ玉ヒテ正定ハ穢土益、滅度ハ浄土ニテ得ヘキ益也、サレハ二益ト心得ヘキナリ^文、如是明白ニ正定・滅度二益ノ義ヲ立ルコトハ自他共許スル処ナリ、又鸞師等ノ正定聚ヲ彼土ノ益トシ玉フ文ヲ会釈スルニ就テハ、彼土ノ妙証ハ正定即滅度トイフコトヲ論セサレハ祖師ト七祖ト会釈ガナラス、但シ其許ハ七祖ノ釈ハ会釈セサルヤ

一私共モ七祖ノ釈ヲ祖尺ニテ会釈致スコト勿論ナリ、然レトモ私ハ正ク尊信スルハ祖師ノ御釈ヲ取用ユ、然ラハ其許方ハ鸞師ノ釈ヲオモニ祖師ノ御釈ハ御捨ナサル、ヤ

一文軌ニ經文ニヨルトキハ正定ハ当益ナリ、然ルヲ現益トスルハ如何、他ノ当ニ約スルモ文ヲ会シテ現益トスト、私ニ文ヲ会シテ現益トスルコトハ尤ナレトモ、今論スル処ハ浄土ニ於テ因相アルヲ直ニ涅槃ナリト会釈スル故、正定即滅度ト云コトナリ

一浄土ニ菩薩等アルハ還相ニシテ浄土ニハ因ノ名ハナシ、人天・菩薩等ノアルハ因順余方ナリ

一サレハノソノ因順余方因名アルヲ直ニ大涅槃ト会スルナリ、心ヲシツメテ聞レヨ

一イヤ何程仰セラレテモ私ハ浄土ニ正定聚アルコト会得イタシマセヌ

一尔ラハ第十一願成就文ニ国中人天不住定聚等ト説文ハイカ、会スルヤ

一成就ノ文ハ一念多念文意ニ十一願成就ノ文ヲ、其レ衆生アリテ彼国ニ生レントスルモノハミナコトノク正定聚ニ住ストノタマヘハ生後ノコトニ非ス、生レントスルモノハト現生ニ約シテノ玉ヘリ、故ニ諸祖ノ文会シテ現生正定トスルモノ祖師ノ御已証ナリ

一然ラハ和讃ニ、安樂国ヲネカフヒト正定聚ニコソ住スナレノ讃ハイカ、会スルヤ、国ニナシトハ彼国ニ非ヤ一彼国ニハ十九願ノ邪定・二十願ノ不定、コノ難行自力ノ人ハナシト云コト、正定ノナキコト知ヘシ

一然ラハ何ソ邪定・不定及正定聚モ国ニナシトノ玉ハサルヤ、彼土ニ正定アリト云ハ邪義ナリヤ

一イヤ邪義トハ存シマセヌ、蓮師ノ御言ニソムクユヘ

一浄土ニ於テ人ニハ觀音・勢至ノ因人アリ、位ニ就テハ正定聚トモ不退トモ云名有、ソレヲ一々会釈スレハ彼土テハ正定即滅度ヲ云ハネハ会釈ハナラヌ、モシ其会ヲナスハ非ナリト云ハ、六要三末^三、差別ニ約セハ乃至平等門ハ極果始終ノ益、時ニ無^二前後^一等トノタマヘル文ハイカ、解スルヤ、但シ其許ハ六要モ邪義ト思ハル、ヤ、六要ハ用ヒヌカ

一六要ハ桃溪師モ評破セラレマシタレハ、邪義トハ存セ
ネトモ宗意ニ叶ハヌ処ハ用ヒ難シ、何分ニ現生ニ滅度
ヲ論スルハ邪義ノヤウニ存シ候

一現生ニ滅度ニ至ルト云ハ、邪義ナレトモ今ハ密益ヲ論
ス、モシ其密益ヲモキラハ、讚ニ信心慶フ其人ヲ如
来トヒトシトノ玉フモ邪義ナリヤ

一信心喜フ人ヲ直ニ如来トノ玉ハス、如来トヒトシトア
ルハ等覺ノ義即正定聚ノコトナリ

一然ラハ次句ニ大信心ハ仏性ナリ、仏性即如来ナリト云
ハイカ、

一仏性即如来トアレハ仏性ノ名ニシテ、果人ニハ仏ト申
シマセヌ

一霖師一代ノ書正定・滅度ニ益ノ判分明ナリ、折衝篇ハ
對他破邪ノ書也、霖師宗義ヲ明スノ文何ノ処ニ一益ノ
文アリヤ、又其方ハタ、此折衝ノ一文一句ヲ取テ強テ
霖師ヲ一益ノ邪義ト云ヤ、但シ霖師著述書通シテ難ス
ルヤ

一私義ソモ、霖師ノ書ヲ見テ已来三十年、或ルトキハ
尊信頂戴シ、或トキハ疑惑ヲ生シ、多年研究シテ申出
ル義ナレハ其余ニモカス、不審ノ文モコレアリ候ヘ
トモ、先一文ツ、会通ナサレ下サレ候ヘ

一正定ノ言ハ必定ノ必ノ字ヲ含ム、何故必至滅度、住正
定故、何故言正定、必至滅度故ト云、コノユヘニ密益
ニ通スト云、穢土ノ仮名人・浄土ノ仮名人不一不異、
何ソ密益ナシト云ハンヤ

一穢土仮名人・浄土仮名人トハ前念・一念ナリ、今密益
ト同シカラス

一密益トハ蓮華ノ中ヘオサメラル、ト同シコト、一念ノ
トキ蓮胎中ニ入レトモ衆生ハ不知是ヲ密ト云
一蓮華中ヘオサメルト云コトハ彼土ノコト、此土ノ益ト
ハ申サレヌ

一此界一人念仏名西方便有一蓮生ト云ハイカ、
一西方便有トコソアレ、娑婆ノコトニアラス

一サレハコソ其西方便有ノ蓮中ニ入ルコトヲ知ラヌ方ヲ
密益ト云、知ネトモ入ニ疑ナシ、故ニ笑蟬ニモ顕密約
機ト云、法体ハ不二ナリ、ソノ法体不二ノ生後ノ一益
カ法体ノ徳ヨリミレハ、密ニ其益アルト云コト、タト
ヒ此一文其義アルニモセヨ、霖師一代ノ書ノ何処現生
一益ヲ正業ト教タルコトアリヤ、文ニ依テ義ニヨラヌ
ハ不了義ノ失ナリ、況ヤ折衝ハ對他ノ書ナルヲヤ
一後生滅度ノ益カ密ニ今生ニ及フト云コト私ハ会得仕ラ
ヌ、タトヒ對他ノ書ナリトモ人ノ惑ヒニナラヌヤウニ
ハナセ書セラレヌ

一然ラハ其許ノ樹心録ニモマキラハシキ文有、彼第二四十一
云、言無碍信海者約ニ徳用ニ而説、無碍者謂生ト死即
是涅槃、煩惱・菩提体無二也ト、已ニ此文信ノ徳用ト
云ハハタラキナリ、然ラハ信ヲウレハ生ト死即涅槃ノ
ハタラキアリト云コトカ、霖師ノ説モ樹心録ノコ、ロ
モ共ニ法体ノ徳ヲ云ハ同シコト、何ノ疑フ処アルヤ、
自ノ書ニハ法体ノ徳ノ融シタルコトヲ云ヒテ、他ノ説

ヲ難スルト云ハナントモ心得カタキナリ

一イヤ私カ樹心ノ文ハ信心ヲウレハソノ無碍ノ信海ノ徳用ニテ、当来ハ生死即是涅槃、煩惱・苦(提脱カ)体無二ト申スコ、ロナリ

一テモ樹心ニ当来ノ言ナシ、然レハ信ヲ得タル処生死即涅槃ノ義ナリ

一イヤソレハ当来ノ言ナクテモ意ハ当来ト云コト也

一ソレハ無理非道、サヤウノコトテハ一向論談ハナラヌ、自分ノ書ハ文字カナクテモ意カアルト許シ、他人ノ書ニハナセ許サスヤ

一往相ノ回向トトクコトハ、弥陀ノ方便トキイタリ、悲願ノ心行得シムレハ、生死即涅槃ナリト云讚、是モ当来ノ言ハナケレトモ当来ノ義トスルニ非スヤ、但シ和讃ノ生死即涅槃ナリト仰セラレタハ現益ナリヤ

一イヤ涅槃ヲ現生ノ益トハ申サヌ、法体ノ徳力理トシテ其心ヲウルコト樹心ト同シ

(行界カ)

門人凝海代テ論談ヲ致シタキヨシ御家老衆へ願ヒ候処、今日ノ所対ハ真浄寺ナレハ、真浄寺ヲ立ト

シテ折節一言二言申サハ、格別其方一人引受テ問

答イタシ候事叶ハス、随分声高ニナラヌ様穩便ニ可申

一論者云、正定聚ノ名鸞師ノ所立ト祖師ノ所立ト同異イカン、又十九・二十ヲ邪定ト名ケラル、ハ如何

一鸞師ハ彼土ノ正定ト仰セラル、祖師ハ此土正定ト仰セラル、光明撰取ヲウル処力即横截五惡趣、ソコヲ正

定聚ト云

一五惡趣ヲ截ヲ正定聚トスルナラハ、十九・二十ノ機、邪定・不定ノ機ニ五惡趣ヲ截ノ益ナキカ

一十九・二十ノ機臨終ニハ五惡趣ヲ截ノ益アルヘケレトモ平生ニハナシ、修諸功德ハ自力ノ諸善万行、二十ノ願ハ万行随一ノ念仏ナルユヘ共ニ横截ノ益ナシ

一然ラハ十九・二十ノ機ハ平生ニハ横截ノ益ナケレトモ、命終レハ正定ニ入ニ違ナキヤ

一十九・二十ノ機ノ当来正定ニ入ルハ化土ノ相ナリ、真土ニハ彼国ニ正定ハナシ、正定ハ因ナリ滅度ハ果也、何ソ混シテ一益トスルヤ

一因果差別ナリヤ、一物ナリヤ、一物ナラハ差別スヘカラス、異ナラハ相続セス

一凝海云、何程仰セラレテモ其ハ一許・不許、此方ニハウケカイマセヌ、敵者ノ決智ヲ生セネハ何分一益ノ文証ヲ引テ仰セラレ下サルヘシ

一御文章ニモ、此位ヲ正定聚ニ住ストモ、滅度ニ至ルトモ、等正覺ニ至ルトモ申スナリ、又是ヲ一念發起ノ信心定リタル人トモ云ナリト、是モ蓮師ノ一益ノ邪義ト云ヘキヤ

一御文章ハ正定聚ニ住ストモトハ現益、滅度ニ至ルモトハ当益ナリ、一念多念ノ証文ニ太子ノ位ヲ正定聚ニタトヘ王ノ位ヲ滅度トノ玉フシカレハ、即位ノナキ内ハイツマテモ東宮ナリ、当来初生ノトキコソ滅度ノ王トナルヘケレ、此土ニ密ニ滅度ノ益アリトハ決智ヲ生シ

カタシ

一ソレ／＼其コソヨキタトヘナレ、証文^{法要ニツ}云、ツクト
云ハ位ニ必スノホル身ト云ナリ、世俗ノナラヒニモ国
ノ王ノ位ニノホルヲハ即位ト云、東宮ノ位ニイル人ハ
必ス王ノ位ニツクカ如シ等ト云、太子即位セネハ王ト
ハ云ハネトモ、王ニナルヘキ太子ヲ亦王ト云テ、阿闍
世太子ヲ阿闍世王ト云カ如シ、位ハ異アレトモ太子モ
王モ体ハ一人、王ニナルヘキ徳ヲ太子カソナヘテ居タ
マフ、是密益ナリ、暁ト日中ト日輪ノミユルミヘヌノ
差ハアレトモ、共ニ同シ日輪ノ徳ナルカ如シ
一何ホト仰セラレテモ得心仕リカタシ、正定・滅度一益
ノ文証ヲ出シタマヘ、又正定聚ハ現益力密益力
一鸞師ハ密、祖師ハ現益ナリ、喩ヘハ明日左大臣ニナル
ヘキ人ナレハ、今日左^{マサ}大臣ト云テモ咎ナキカ如シ
一左大臣ノタトヘハ因中ノ果ノコト、合シテ一益トスト
云ハ違フ
一合為一益ト云ハ、暁ト日中ト日ノ体カラ云ヘハ一ツト
云コトナリ
一正定聚ヲ暁ニタトヘタコトドコニコサルソ
一必至無上浄信暁ト云ニハアラスヤ
一ソレハ无明ノ闇ハレ疑ノ夜ノ明タ処ヲ暁トノタマフコ
ト、密益ト有テモ益ト云モノハ手前ニ得ネハ益トハイ
ハレヌ、何ソ滅度ヲ現生ニ手前ヘウル理アランヤ、何
分文証ヲ出シタマフヘシ
一其手前ヘ得ルコトヲ知ネコソ密益ナレ、知ホトナレハ

密益ニ非ス、文証モアルマシキニアラネトモ文証ハカ
リヲ守ルヘキヤ、理在絶言、現量・比量・聖教量アリ、
一概ニ文ニ執スヘケンヤ

一王ト太子トノ喩ヘノ如ク昔ノ太子ハ今ノ王、今ノ王ハ
昔ノ太子、広大無碍ノ信心因ノ正定聚ニ果ヲ即シ、果
ノ滅度ニ因ヲ即ス、是ヲ常山ノ蛇勢ト云、ヨク／＼工
夫シテ見ラルヘシ

一何分文証ヲ出シタマヘ、滅度力現生ニ通スルト云コト
領受致シカタシ、煩惱即菩提ハ彼土ノ妙証ニテコソア
レ、此土ニハ通セス

一強テ彼土ニ局ルト云ハ、彼土ニハ煩惱ナシ、何ヲ以
テ煩惱^{悩カ}即菩提ト云ヘキヤ

一大進殿、今日ハ晩景ニモ及フ、論ヲヤメラレ重テ出合
アルヘシト云云

于時丁亥五月十七日未剋ヨリ討論

論者越前平乗寺功存

同 豊前永照寺継成

同 同州西浄寺天倪

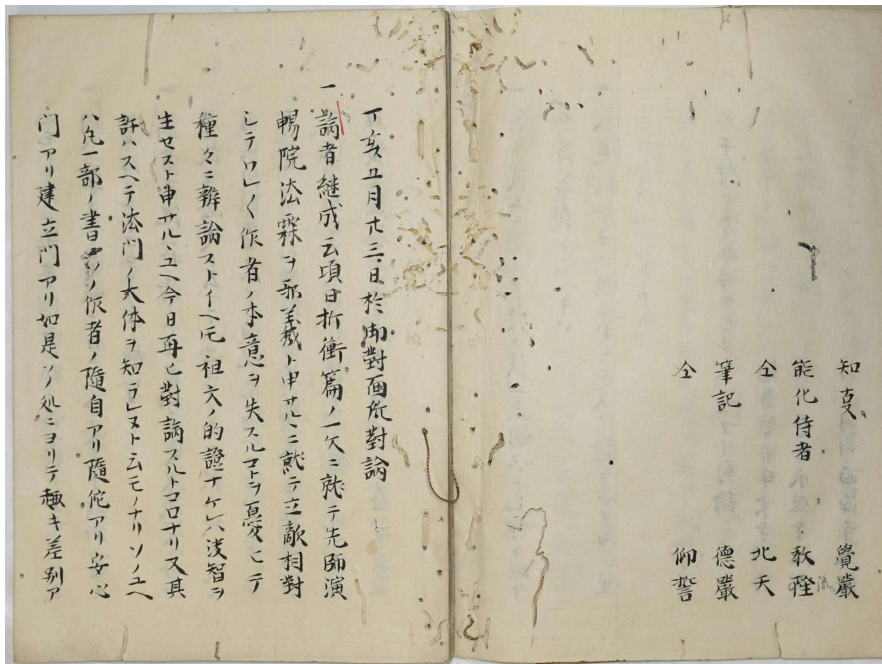
知事 覚巖

能化侍者 教流

同 北天

筆記 徳巖

同 仰誓



『対論筆記』（第一回対論末尾・第二回対論冒頭）

丁亥五月廿三日於御對面所對論

一論者繼成云、頃日折衝篇ノ一文ニ就テ、先師演暢院法
霖ヲ邪義ト申サル、ニ就テ、立敵相對シテワレ／＼作
者ノ本意ヲ失スルコトヲ憂ヒテ、種々ニ弁論ストイヘ
トモ、祖文ノ的証ナケレハ決智ヲ生セスト申サル、ユ
ヘ、今日再ヒ對論スルトコロナリ、又其許ハスヘテ法
門ノ大体ヲ知ラヌト云モノナリ、ソノユヘハ凡一部
ノ書ニソノ作者ノ隨自アリ隨他アリ、安心門アリ建立
門アリ、如是ソノ処ニヨリテ趣キ差別アルモノナルヲ
一混シテ、法霖師ヲ邪義ト申サル、コト、門人ノ輩甚
タ遺憾ニ存スレハ、今略シテ折衝篇ノ文ヲ解セン、コ
ハ、ロヲト、メテ聴レヨ

一論者天倪云、折衝ノ文ニ是合正定及滅度為一益故言必
定ト云マテハ必字ノ名ヲ釈ス、次ノ文ニ因果相即益ト
ハソノ顯現スル場処ハ淨土ニ非サレハアラハレス、シ
カレトモ法体不可思議ノ益ニテ、機辺ニ知コトニ非ス、
知ラネトモ密ニソノ益アルヘシ、雖通現生密益理実生
後益トハ、ソノ現生ニ通スル密益ハ不二而二ナル辺ニ
就テ云、ユヘニ唯正定ニシテ即滅度ニアラス、理実生
後益トハ十住論ノ意、諸仏ニ在テハ唯現生不退、弥陀
ニ在テハ彼此二土ニ通ス、故ニ理実生後ト云ハ諸仏ノ
利益ニ揀シタメナリ、何ヲ以テ先師ヲ一益ノ邪義ト云
ハル、ヤ

一智暹云、正ク文ニ合正定及滅度為一益トアレハ一益ト
申スコトニテ候、コレ何ノアヤマリソヤ

一 然ラハ為一益ノ語アルユヘニ、一益ノ邪義ト破セラル
コトナリヤ、又先師著述ノ書ノ中、此折衝ノ文ノ外
ニモ正定・滅度為一益ト云文アリヤ否ヤ

一 一益ト云フ文ハ外ニハナケレトモ、外ニモ理証アルナ
リ

一 然ラハコ、ノ文ハ会得セリヤ

一 イヤ会得ハ仕ラヌ

一 然ラハ先師ハ一益ノ邪義カ

一 先師ヲ邪義トハ申サネトモ、文ニ当テ現前ニ一益トアル故、コ、ノ文ハ一益ト同シコトシヤト申スコトニテ候、先日モ申スコトク祖師・善知識ノ高判ニ正定・滅度ヲ一益トスルト云文証アラハ承リタシ、ソノウヘ涅槃ト滅度カ此土ニ通スルト云文証ヲモ出シ玉ヘ、文証ナケレハ合点致シマセヌ

一 文ニ当テ一益ナリト難ストナラハ、折衝篇ノ講釈ナトセラル、ニ就テ、文ニ臨テ此ハ一益ノ邪義ナリト云テ、其ノ余ノ処ニテハ一益ノ邪義トハ申サレヌカ

一 ナルホト先師ノ説モ好キ処ハヨシ矣ト申シ、悪キ処ハアシ、ト申シテ評シマスル

一 文ニ臨テ評破スルハコトワリナレト、安心ニアヤマリ有ルヤウニ云ナシ、一益ノ邪義ナト、申サル、ハ甚タコ、ロヘ難シ、一宗ノ能化職ニ安心相違アリト云テハ天下万人ノ惑ニナルコトナレハ、吟味セネハスマヌコトナリ

一 サレハソノコトデコザリマス、私モノノ多クノ人ノ惑

ニナルコトヲ恐レテ弁シマスル、ステニ先年御本山ニテ御穿議アソハサレタ長門円空カタクヒノ惑力出来マスルユヘ

一 然ラハ長門ノ円空ハ霖師ノ門弟ナリヤ

一 イヤ門弟ナレハ霖師ノ意ヲ得テ惑ハサルヘケレト、此文ニ依テ門弟ノ外ノ者カ謬テ一益ノ邪義ニナルヲ甚タナケカシク存シテ評シマスル

一 曇藏云、先ツ外ノコトハサシオカレテ、先日ノ論シカカリナレハ一益ノ文証ヲ御出シナサレ

一 継成トカメテ云、其許ハ名ハ何ト申ス人ゾ、此方ノ相手ハ智遅一人ナレハ外ヨリ助言メサレナ

一 曇藏云、私ハ長州明厳寺随円ト申ス

一 随円トハ先年曇藏ト名ノリタル人ナラスヤ

一 ナルホト昔ハ曇藏、今ハ随円

一 其曇藏ニハ別ニ吟味ノ筋モアリ、コレハ重テ申シ談スヘシ、先今日ハヒカヘラレヨ

一 イヤソノ義ハトモカクモ、先日御役人中方ヘ御願ヒ申真浄寺、老人ノコトナレハ忘却イタスコトモアレハ、助ケテ論談仕度候旨願ヒ御聞届ケユヘ、先日モ助言仕リ候ヘハ今日モソノ通り、身分一己ノ御吟味アラハ御役人中ヨリ仰セ付ラルヘキコトナリ、今日ハ真浄寺門人ノ随円ナレハ老人ヲ助ケテ論談仕リマス、御役人中様方イカカ思召マスソ

一 下間大進殿云、ナルホト先日願ニヨリテ、真浄寺老人ノコトナレハ間々ニ助言イタスヘキヨシ申付タルコト

ナレト、随円一人ニカキルコトニ非レハ、ソノ余ノ門人ドレナリトモ一人助言セラレテシカルヘシ

一智暹云、イヤ先日ハ御相手モ三人、然ルニ今日ハ御人数モ二人増テ見ヘマスレハ、私共モ一人ニカキラス立カワリ助言仕リ度存シ候

一大進殿云、学林ヨリ出ル人ハ所化中ノ総代、コトニ能化ヨリ指図ニテ出サル、コトナレハ幾人アリテモ同シコト、其方ハ真浄寺一人ニ局ルコトナレトモ、老人ノコトユヘ助言致シ度ノコトナレハ、多勢口々ニ申サレテハサハカシ、何レナリトモ一人申サレヨ、ソレモ真浄寺ヲノケテハナラヌ、休息ノ間ヲ助言セラレヨ

一随円論者ニ向テ云、此ハ互ノ論談ナレハ何事モソコモトカタノ指図ハ受マセヌ

一論者功存云、今日手前共出座イタスコトハ、只今御役人中ノ仰セラル、如ク、学林ヨリ総代トシテ御本山及ヒ学職ノ命ヲウケテ参ルナリ、学林ハ御本山役所、能化ハ宗教ノ規矩、シカルニソノ能化ヲ邪義ト申サルルユヘソノ是非ヲ糺明スルコトナリ、互ニ私ノ議論ナラハ何ユヘ御前ニテ論スヘキヤ、先師ヲ邪義ト申サル、コトヲ糺明イタスナリ、互ニ論トハ思ハル、ナ

一智暹云、然ラハ議論ヲ御立テナサレ、随円力云ク、私カ先剋ヨリ申上ケマスル心底ハ、真浄寺ハ老人ノコトナレハ長談ニ及ヒ、若口上ノヲチモアレハ文義ノ正意アラハレス本意ヲ失ヒ候コトユヘ、為法ノ心ヨリ安心ノ正統ヲ伝ヘ、聖人ノ法流ヲ明ニ致シ度助言仕リ度存

シ奉リ候

一大進殿云、本人ヲ指置テ其方カ論談ハナラヌ、真浄寺休息ノ間ニハ代テ論スヘシ、一同ニ口々ニハ必云ヘカラス

一論者云、一益ト云名目カアレハ邪義ニナルト云コトカ一名ハカリニ非ス、義カアレハ則チ一益ノ邪義ニナリマスル、然ラハコノ文ハ一益デハコサラヌカ

一多端ニナレハ義カ紛ル、先ツ口々ニハ云ハストモ默シテ文ヲ解スルヲキカレヨ、合为一益トハ必定ノ名ヲ釈ス、竜樹正定・滅度ノ二ヲ合シテ一必定トスト云コトナリ、故ニ今ノ必定ノ名ニハ正定ト滅度トノ二義ヲ含ムナリ

一暹曰、必定ノ名ヲ釈スルナラハ謂^レテ之言ニ必定ト云マテニテ、其次ノ文カナケレハヨケレトモ、次ニ是ヲ合シテ正定及滅度为一益ト云ハ大二人ノ惑フコトナラスヤ

一天倪云、サレハソコノコトマツ／＼默シテ文ヲ解スルヲ聞テ、不審カアラハ後々向レヨ、文ヲ解シ畢ラネハ義ハアラハレス、ソノ必定ト云ハ何ニ必定スルコト、思ハル、ヤ、必ス滅度ニ至ルニ定ルユヘニ必定ト云、正定聚ニ住スル故滅度ニ至ル、何ユヘ正定ト云ソ、滅度ニ至ルニ定ルカ故ニ、コノ正定及滅度ヲ竜樹合シテ一益トシテ必定ト云コトナリ

一随円云ヒマキラカシテ云、何分此間仰セラレタ滅度カ現生ヘ通スルト云文証ヲ出シ玉ヘ

一 マアダマランヤレ、文証モ出シテ御目ニカケヨカ、先ツ始終ヲトクト聞畢ラレヨ、ソノ益ノ顕現スルハ浄土ニ至テ後ノコトナレトモ、法体融即ノ辺テハ法体不可思議ノ益ハ密ニ現生ニ通スル義モアルナリ、然レトモ機辺ニハアツカラス

一 暹云、機辺ニアツカラヌ滅度ト云カ有ルカ、滅度ハ即涅槃ノ名ナレハ先ソノ涅槃ノ体ヲ定メタマヘ、四種ノ涅槃ノ中テハコノ涅槃ハ何レニアタルヤ

一 不断煩惱得涅槃ト云涅槃ニテ極樂ノ妙証也

一 ソノ極樂ノ妙証涅槃トハ四種ノ中テハ何レニアタルヤ
一 ソノヤウニ枝葉ニトリツキ紛ラサレテハ多端ニナリテ論力分レヌ、本ヨリ祖師ノ御判釈ニ四種ノ涅槃ノ沙汰ハナキコト、其許ハ祖釈ノ文証ナケレハ義ハ有テモ法門ハ成立セヌト云ハル、ガ、極樂ノ涅槃ニ配当シテ解シタル祖釈アリヤ

一 祖釈ハ無クテモ涅槃ノ体ヲ定ルトキハコノ涅槃ハ何ニ当ルト、体ヲ定メネハスマヌコト

一 他人ノ義ハ祖判ノ文証ナケレハ合点セヌト云テ、自身ノ所立ハ文証ナクテモ立ルトハ甚タ無理ナリ、傍論ヤ言ハ答メヲ止メテ文ヲ解スルヲ能キカレヨ、折衝篇ニ書レタ先師ノ意ヲ合点スヘシ、大体カ十住論ノ文不退ノ益ハ諸仏ニ通ス、而シテソノ不退ノ益現来ニ通スルアリ、唯現生ニ局ルアリ、若シ局テ現生ノ不退トノミ云ハ、諸仏ノ益ニ濫スルユヘニ、理実ニ生後ノ益ト云テ弥陀ノ別徳ヲ顯スコ、ロナリ

一 論者ノ言バ未^レ畢智暹申テ云、先御待ナサレ、聖人様ノ憶念弥陀仏本願自然即時入必定ト仰セラレタ必定ハ、現益カ当益カ

一 知レタコト、即時入必定ハ現益ナリ

一 然ラハ何ソ必定ヲ生後ノ益ト云テ、ナセ当来ヘ属セラ
ル、ヤ、聖人ノ御釈行卷ニ、十方群生海帰命斯行信者、撰取不捨^{名脱カ}故阿弥陀仏、是曰他力、是以竜樹大士曰即時入必定、曇鸞大師云入正定聚之数、仰可憑斯、專可行斯也ト仰セラレテ、鸞師ノ当来ノ益トナサル、入正定聚之数ト云モノサヘ現生ノ益ト定メサセラル、祖師ノ御釈ニ戻リテ必定ヲ彼土ノ益トスル御料簡何トモ合点マイラズ、凡ソ当流ノ御門葉愚痴无痴ノ尼入道マテ信決定スレハ、今生カラ正定聚ノ位ニ定ルト云ヲ有難カリテ居ルモノヲ却テ彼土ノ益トシ、又滅度ハ当来ノ証果ニシテ凡地ニシテハサトラレストノ玉ヒ、スナハチ穢身捨ハテ、トモ仰セラレタル分明ノ祖釈ニソムキテ、滅度ノ益ヲ密ニハ現生ニ通スルトハ何タル御料簡ソヤ、一益ノ邪義ニ類スルト私力申カ無理テ御坐リマスカ

一 継成云、サレハソノコト前剋ヨリモソノワケヲミナ
／＼弁セラルレトモ、人ノ云コトヲトクトキ、モセス取マキラカサル、故道理カ分レヌナリ、先ツ霖師書籍ノ大体ヲ合点セラレヨ、霖師平生ノス、メニ御文章等ニ背キテ、此土ノ正定聚・彼土ノ滅度ト云コトヲ談セスシテ合シテ一益トス、現生ノ密益ニ通スルト申サル

、ナラハ、成程其許ノ難セラル、カ道理ナレトモ、霖師自身ノ領解人ニス、メラル、処モ少モ紛ハシキコトナシト云ハ、処々ノ文ニ有テ昭々乎タリ、シカレトモスヘテ誰レテモ書ヲ著スニ随自ノ説モアリ、随他ノ説モアルモノナリ、折衝篇ハ鳳潭ノ難ニ答ル書ナレハ随他ノ説モアルモノナリ

一コレノ御待ナサレ、著述ノ書ニ随自・随他カ有ルトハ合点ノユカヌコト、随自意・随他意トノ説トハ仏ノ位テナケレハ云ハレヌコト、ナンホ能化ノ説ナレハトテ随自・随他カアルトハ申サレマセヌ

一ソノヤウニ言ハ答メヲセラレテハ傍論ニナル、共許シテ申ス名目ユヘ例シテ申シタモノ

一シカラハ随自・随他ト仰セラレタ御口上ハ申アヤマリシヤト仰セラル、コトカ

一傍ヨリ恵舶云、コノ折衝篇ノ文ハ随自・随他テハ解セラレマセヌ

一天倪云、ソレハ申シアヤマリナラハ誤リト片付テ置テナリトモ、トカク先師ノ書籍ヲ相手ニセラレヨ、タトヒ手前トモハ口上ノ不調法カアリテモ霖師ニハアツカラヌコト、席上ノ言ハ答メヲヤメ霖師ノ書籍ヲ相手ニシテ邪正ヲ決セラレヨ

一随円マタ激スル色ニテ声ヲ発シテ云、スヘテ論場テハ物カラノ体ヲキハメテカ、ラネハ論ハイツマテモ分ラヌモノ、コレハ黒ナリ、コレハ白ナリト分明ニワカラネハキコエマセヌ、体ヲ定メテ論量ヲ御立テナサレマ

セ

一功存云、マアノソノヤウニセカストモ、トクト心ヲシツメテ聞レヨ、コレハ我執テ論スルコトニ非ス、一大事ノ法門、互ニ研窮セネハナラヌコト、先ツ元来先師ノ此釈ノ興ル所以ハ、鳳潭ノ意ニコノ弥陀ノ徳ヲ諸仏ナミノ二下サントセラル、ユヘ、此必定ヲ現益ト

ノミイハハ弥陀ノ別徳タル往生ノ益アラハレス、又当来ノ益トシテモナミノ必定トシテハ、弥陀浄土ノ往生即成仏ノ徳カアラハレヌユヘ、因果相即ノ言ヲ加ヘテ浄土ノ必定ノ常途ニ越タルコトヲアラハシ、理実ニ当来ノ益トコトハリテ、浄土門ノ常則タル往生ヲ以テ弥陀ノ別徳タルコトヲアラハス、現文ノ即時ノ益ト云モ当来ノ益ノ密ニ今生ニ及フモノナリ、況ヤ論文即時入必定ト云文ノ前ニ得生彼国者ノ文アルヲヤ、ソノ往生ノ益諸仏章ニナキトコロノ弥陀ノ別益ナリ、又合シテ一益トスルトハ、論ノ長行ノ文ニハ即入必定得阿耨菩提トアレハ二益明ニ分レタリ、偈ハ文^{スギキ}笮力故タ、即時入必定トハカリ有ナリ、コノ必定ノ言ニ益ヲ合説シテ必定ノ一益名トシ玉ヘルナリ、モトヨリコノ二益浄土テ見レハ因果相即ノモノナリ、コノ必定密益ニテハ今生ノ必定ナレトモ、理実ニハ往生シテ当来ニアラハル、ナリト宗ノ常則ヘ結帰シ玉ヘリ、故ニ笑螂臂上之下^下ニ釈云、阿弥陀仏本願如是若人念^{心念信心相續上尽形}我称名自帰^{命一心帰}命^{一念}即時入必定^{現生不退}得阿耨菩提^{当下云心念阿弥陀者是也}ト、コノ文ヲ見ヨ、霖師ノ説何ノアヤマリアルヤ

一 暹云、タトヒ外ニハイカヤウニ尺シテ有テモ、コヽノ折衝篇ノ文カ合点カユキマセヌ、正定・滅度合シテ一益トスト云文証ヲ御出シ成サレ

一文ヲ尺スルニマタ文証カ入ルコトカ、ソノヤウニ何モ角モ一々ノ釈ニ文証カナケレハウケカワヌトアルコトナラハ、其許ノ著述セラレタ樹心録ヤ流情記ノ尺ニモイクラモ不審ナ処カアルカ、アレモ一々文証有テ云ハルヽコトカ、合点ノユカヌコトナリ

一 暹云、然ラハ聖人様ノ即時入必定ト仰セラルヽ必定ト、龍樹ノ仰セラルヽ必定トハ位力違カ

一 コレハシタリ、何ト云コトヲ云ハルヽヤ、竜樹ノ必定ハ位力高シ、祖師ノ所謂必定ハ位力卑ノナント云差別ノアルヘキヤウナシ、機ヨリ云ハヽ浅シ卑シトモ云ヘケレト、法体不可思議ノ益ヲ論スレハ奥ユキノシレヌモノナリ、然ラハ許ハ論^(其脱カ)ノ入必定ハ位ノ卑ヒ浅ヒモノト存セラルヽヤ

一 私ハ信心ヲ獲得シタル場処ノ心不退ノ位ヲ必定ト云ト心得テ居マスル

一 ソレハ誰レモ同シコト、ソノ相ヲ云ヘハ浅キヤウニ思ヘトモ、臨終一念ノタ大般涅槃ヲ超証スルカラ、思テ見レハ通途ナミヽノ不退ニ非ルコトカシラルヽナリ一 何ホト仰セラレテモ私ハ得心イタサス、滅度カ現益ニ通スルト云文証ヲ御出シナサレ

一文証ヲ出セナラハ出シテ見セウカ、文証サヘアレハシカト其許ハウケカハルヽヤ

一 イヤ先御尋申スヘシ、正定ト必定トハ同シモノカ別ナモノカ

一名ハ別ニシテ体ハ同ナリ、但シ必定ハ下ニ菩提ノ言无キトキハ名位明ラカナラス

一 然ラハナセニ必定ヲ当来ノ益ト仰ラルヽヤ、娑婆ニ於テ一念帰命ノ時必定ト云位ニ入ルニアラスヤ

一 必定ト云位ノ名目カアルコトカ

一 暹云ハク、必定聚ノ位ト申シマセヌカ

一 必定聚トハ替リタ名目ツイニ承ハラヌ

一 末座ヨリ弟子救テ云、ソノ名目御座リマス

一 何レノ処ニアリヤ

一 必定ノ菩薩トコサリマス

一 必定ノ菩薩トコソ云ヘ、必定聚ノ位トハ何処ニアリヤ一 随円云、コレハ老人ノコトユヘ言便ノアヤマリ、聚ノ字ヲ加ヘタユヘ御耳ニサハリマシタカ、傍論ヲヤメテ

議論ヲナサレ、菩提・涅槃ハ智断ノ二果ニテ同シモノナリ、然レハ論文ノ即時入必定ハ現益ナリ、得阿耨菩提ハ当益ニテ、二益ナルモノヲ合シテ為ニ益ト云

文証ヲ出シ玉ヘ

一 マダ云ハルヽカ、文ヲ尺スルニ文証カ入ルモノカ

一 イヤ先日仰セラレタ滅度カ現益ニ通スルト云文証ヲ御出シナサレ

一 成程ソノ文証ナラハ出シテ見セウカ、文証サヘアレハ

義ハ合点シテウケカワルヽカ

一 私共ハトカク蓮師ノ御文章ニソムクユヘ何程仰セラレ

テモ得心イタサス、滅度カ現生へ通スト云祖判ノ明証アラハ出シタマヘ

一然ラハイツマテモ祖判ノ明証ナケレハタトヒ義ハ成シテモ肯ハレヌカ、又密益テモ法体不思議ノ妙益テモカタク滅度ハ現生へ通セヌト思ハル、カ、又通スルト云へハ邪義ト云コトカ

一邪義ナランヤト疑ハシク存スルコトニテ候

一文面ニ付テ疑ハシキコトアラハ講釈テモ聞テ疑ヲハラサレヨ、邪カ正カ疑ハシキ分齊ニテ決定モセヌコトナラハ、ナゼカロシク一宗ノ能化ヲ邪義ト謗ラル、ヤ、余ノコトハイラス、今日ハ其許カ霖師ヲ邪義ト云ハル、カ、イヨシ、邪義カ邪義デナイカト云コトヲ決セネハナラス、祖判ノ明文カナケレハイヨシ、霖師ノ邪義ト決セラル、ヤ、サア返答ヲ承フ

一私共ハナカク御文章ノ高判ニヨリテ、御文章ニソムクハ非義ト存シマスル

一霖師ノ安心・自行化他共ニ御文ニソムクコト微塵モナキコト諸文分明ナリ、然レトモ法ノ高妙ヲ論スルニ至テハ、本願不思議ノ利益密ニ現生ニ通スルト云カ何ユヘ邪義ニナルコトソ、又霖師ノ説モ余処ハ正義ナレトモ、此折衝ノ一文カ邪義ニナルト云コトカ、イカ、一此文ノミナラス、蹄澁・窺班等ノ諸文疑ハシキ処ロオ、シ、一文ヲ出シテ御尋ネ申シタシ

一成程一々会通シテ聞セ申サン、去ナカラ義ハ一貫ナレハ、此文一ツ会得セラルレハ外ハ自ラ准シテ知ラル、

此文ニ付テトクト定メラレヨ、然ラハ其許ノ所立ハタトヒ法体不思議ノ徳ニテモ滅度ハ必ス当来ニ局テ、密益モ現世ニハ一向通セヌト定メラル、ヤ

一暹分明ニ答テ云、ナルホト滅度ハ密ニモ現世ニハ通セヌナリ

一シカト左様カ

一ナルホト現世へハ密ニモ通シハ致シマセヌ

一ヨシ、ソレテ其許ノ所立ハ此方へ承リ届タ、今一往此方ノ所立ヲ申シ通スヘシ、笑卿臂上之下_{右五}ニ釈シテ曰、我言_ハ密益_ニ者、不二而二故、不二_ハ約_ニ法体_一、顯密_ハ約_ニ機辺_一ト法体融即ノ辺テハ正定即滅度ナレトモ、密益ハ而二ノ辺ニ付テ云、是正定・滅度分明二分タ上テ論ス、然レトモ法体不思議ノ辺ハ現生ニ通スル義アルヘシ

一然ラハ正定ヲ穢土ノ益トシ、滅度ヲ彼土ノ益トスル高判トハ違スルニ非スヤ

一ハテサテワルイ合点、機辺ニ付テ不二ヲ論シ、現益ニ通スト云ナラハコソ邪義ト云ヘシ、円頓不思議ノ妙益ニテ此方ニハ知ネトモ、法体ノ徳ニハ彼土ノ因果相即ナルモノカ現世ニモ密ニ通スルト云コトナリ

一随円云、因果相即ヲ常山ノ蛇ノ首ヲウテハ尾至リ、尾ヲウテハ首至ルト云ヒ、喩テ正定ヲ舉レハ滅度々々ヲ舉レハ正定ト相即スルヲ法体ノ徳ト談セラル、ソノ法体ト云モノト仏辺ト云モノハ同力異カ

一法体ト云モ仏辺ト云モ同シコトナリ

一 然ラハ先年御本山ニテ御吟味アラセラレタ長州ノ円空
 邪義御批判ノ記録ニ、正定・滅度トモニ一願ニ誓タマ
 フ故正定・滅度一益ト云ハ仏辺ニ付テ云ノミ^文ト円空
 カ申タルヲ、其時ノ御決断ニ、汝仏辺ニ約シテ云ト陳
 スレトモ、一念發起ノ場処ヲ機辺ニ必至滅度トコ、ロ
 ウル旨邪書ノ上ニ明白タリ^文トタシカニ記録ニ見ヘ
 候、法体ニ就テ一益ヲ論スレトモ則長門ノ円空ト同シ
 邪義テハコサリマセヌカ、若折衝篇ノ文ハ邪義ニ非ス
 トナラハ、ナセ円空ハ御トカメナサレタソ

一 コレハ近頃慮外千万、然ラハ霖師ハ円空ト同シ邪義ト
 思ハル、ヤ、円空ハ言ニハ仏辺ト云ヘトモ本心ノコ、
 ロエカ大ニ違フト云コトナリ、言ハ似タトテモ人ニ依
 テ大ニ違フナリ

一 人ニ依ルトハカワツタコトヲ仰セラル、ノ
 一 円人はヲミレハ円トナリ、偏人はヲミレハ偏トナル、
 二 益トサタメタル上ニテ法徳益ノ高妙ヲ談スル故ニ、
 円空トハ同日ノ談ニ非ス、自力ノ慢心ヨリ云ニテハナ
 キナリ

一 暹云、法体不思議ノ益ニモセヨ、滅度ハ現生ニ通セヌ
 ト云カ御相承ノ定判ナリ、正定聚ハ現益ナリト聴聞シ
 テ諸人コソリテヨロコフコトヲ奪テ当来ノ益トシ、滅
 度ヲ現益ニ通スルト云ハ私共ハ何分得心仕ラス

一 其ヤウニ無法ニ申破ラハ、トテモ云テ聞シテモ合点ハ
 セラレマシ、去ナカラ今日ハ御前テノ論ナレハ、御役
 人方ヲ始メ列座ノ御方ノ御聞ニモ通スルコトナレハ、

霖師一代ノ説正定・滅度ニ益ト談セラル、趣キ、御文
 章ト相違ナキ文証トモニ一ヲ挙テ示スヘシ、望湏記ハ
 先日申タルコトナレハ略レ之、蹄濟記^{四十}曰、高祖意
 以ニ正定^一為ニ此土ノ益、同^二初云、得^三往相心行^一現身
 入大乘正定部類^一、非^二小乘^一也、臨終一念之夕自至^三
 滅度^一、又^左^二紙入正定聚ハ現益、証大涅槃當益ト、其外
 処々ニ散漫タリ、カ、ル明ナル文ヲミスシテ円空ト同
 シ邪義トハ何タルコトソヤ、慮外千万也

一 イマ私共今仰セラル、霖師ノ文ヲ明ニ二益トミレハソ
 レヲ破シハ仕ラス、一益トアル文ヲトカメマスルノテ
 コサル

一 霖師一代明ニ二益ヲ談スルコト誰力是ニ惑ヲ生スヘキ
 ヤ、滅度ノコトハ上ニ弁スル通りナリ、扱其彼此二土
 二益ヲ盛ニ談スル法霖師力、必定ノ益ニ土ニ通スト云
 ハル、ニハ甚ワケノアルコトナリ、何ントナレハ、經
 文及ヒ諸祖ノ尺ニハ正定聚ハ彼土ノ益トミヘテアルモ
 ノヲ、祖師ハ是ヲ現益トナサル、ソノ乖角スル処ア
 ルユヘ、既ニ鳳潭吾祖ヲ破シテ黒谷滅後ノ邪義ト云、
 故ニ先師ツトメテ是ヲ会通シ、吾祖ノ臨終一念之夕超
 証大般涅槃トノタマヘルモノ即吉水ノ正統ナルコトヲ
 示スニ付テ、鸞師等ノ彼土正定聚ト判シタマフ其正定
 聚即滅度ナレハ、吾祖ノ高判ト全ク一ニシテ異ナルコ
 トナシト立ラレタル霖師ノ説ヲイカンソ邪義ト云ハル
 、ヤ、円空力邪説トハ天地・黒白、誰力是ヲマトハン
 ヤ、其許ハ文ニ当テ破スルノミ、惣体テハ霖師ヲ破セ

ヌト申サルレト其許著述ノ書ノ中ニ一言モ霖師ヲ讃嘆スルコトモナク、只一文一句ヲ見出シテ、文ヲ曲ケ義ヲ覆テ、強テ一益ノ邪義ナリ邪説ナリト云ヒ、或ハ筆ニアラハシテ、其蔽全ク起^ル於日溪一誠祖宗門下之罪人也トソシラル、ハ何タル惡意樂ソヤ

一ミタリニ邪義トハ申シマセヌ、文ニ当テハ評破セネハナリマセヌ

一然ラハ其許ハイヨ／＼文ニ当ラネハ、其余テハソシリハセラレヌカ

一ナルホト文ニ当ラネハ破シハ仕ラヌ

一然ラハ問ヘシ、其許著述ノ本尊義ニ、近代当流ノ学者他宗ノ円融即具ノ談ヲ羨ミ、解第一義ヲ以テ如実修行相応ト称シ、是ヲ以テ安心ノ極意ト思ヒ、或ハ淨穢不二因果不二ヲ談シ、正定・滅度一益ノ義ヲ以テ宗極トス、近クハ中興ノ高判ニ違シ、遠クハ指方立相ノ宗致ニソムケリ^文トカ、レタル近代当流ノ学者トハ、法霖師ヲ指ニ非スヤ

一本尊義ニ霖師ノコトヲ指テハ申マセヌ

一然ラハ近代当流ノ学者トハ誰ヲ指スヤ

一長門ノ円空カタクヒヲ指マスル

一円空如キ禅門同事ノ者モ学者ト云モノカ

一末座ヨリ弟子救テ云、タトヒ愚テモ書籍ヲトリアツカヒマスレハ、私共カヤウナモノモ学者ト申マス

一是ハ可笑キコト、智暹子ヘ御尋ネ申スヘシ、本尊義ニ当流ノ学者ト指ハ円空カコトニテ、霖師ノコトニハア

ラストナラハ、拙僧天倪ヨリ贈リタル三問ニ答ヘラル、其許ノ答釈ニ、惣テ当時僂淺ノ学者種種ノ妄解ヲナスモノヲ指斥ス、敢テ人ヲ指テ云ニハ非ス、然リトイヘトモ蹄潁・窺班等ノ諸書ニ於テ容易ニ窺ヒ難キニヨリテ也ト云テ、霖師ノ諸文ヲ引テ達解ヲ要トスルニ似タリ等ト云モノ、霖師ヲ指スニアラスヤ

一不審ナルコトハ許シマセネハナリマセヌ、然ラハ一々霖師ノ文疑シキヲ挙テ御尋マフサフカ

一一々キクニ及ハヌ、イヨ／＼霖師ハ邪義ト定メラル、ココロ歟

一正義ト存シマセネハ正義ノウラハ何テコサリマス、邪義テハコサリマセヌカ、門弟云、邪正相對テコサリマス

一ソレナライヨ／＼霖師ハ邪義シヤノ

一邪正相對ナレハシレタコト、涅槃經ニモ迦葉菩薩ノ今始得^ニ正見^一、從此已前是邪見人ト仰セラレシモ同シコト、正義ニ非サレハ邪義ナリ

一成程モハヤキコヘマシタ、然ラハ其許ハイツマテモ正定ハ穢土ノ益、滅度ハ淨土ノ益ト云ヨリ外ハ、法体ノ徳テモ正定ト滅度トハ永ク別ニシテ、淨土ニ正定聚アリト云モノモ邪義ト思ハル、ヤ

一法体ノ徳テモ正定・滅度一益トハ存シマセヌ、又淨土ニ正定聚アリト立ルハ邪義ト申テハナケレトモ、ソレハ諸師ノ義ニシテ、聖人ノ御已証テハコサリマセヌ
一然ラハ問ヘシ、其許著述ノ流情記上^三云、入^ハ謂入真

証果^乃至^至眞実証裁^{シテ}為^レ二、初二現生益即入正定聚也、次^ニ当生益即必至滅度也^文、コノ文正定聚ヲ証果トセラル、ハ何ナルコトソヤ

一 正定聚ハ証ノ科ニ属セスシテ何レソヤ、教行信証ノ四法ニ分ツトキ第十一願ハ証ノ卷ニ引セラルレハ、正定聚ハ証ニ属セスシテ何レソヤ、其許様方ハ正定聚ハ四法ノ中ニテハ何ニ撰スト思召ヤ

一 現生ノ正定聚ハ信ノ位ナリ、其許ハ正定聚ヲ証果ト云ハル、ハイカン

一 証ノ科テ科文ノ科テコサリマス

一 入眞証果ノ下ニテ証ヲ裁シテ二トストアレハ科文ノ科ニハ非ス、因果ノ果ナリ、証果ノ果ノ字ハ何トミラレタルヤ

一 成程因果ノ果テコサリマス、コレニ現果・当果ノ二カ分レテ、正定ハ現果、滅度ハ当果ナリ、所謂ル阿闍世王ノ^{遍カ}偏体生瘡ハ華報、当来墮獄ハ果報ト云カコトシ
一 去ナカラ入眞証果ト云カラハ、現果ノコト、ハ云ハレシ

一 然ラハ其許ノ著述ナサレタル提釈ニモ、信心歓喜者現証ニ不退転ト書セラレタ証ノ字ハ何ト御解シナサル、ソ

一 智洞云、継成子ノ書セラレタハヒソカニ往生ヲ証得スルト云コト、直ニ証果ト仰セラル、其許ノ文ハ聞ヘマセヌ

一 祖尺ニ正定聚ヲ果ト仰セラレタ文証カアラハ出サレ

ヨ、正定聚ヲ果ト云テハ聖道門ニ濫スル処アリ、故ニ鎮西・西山ニモセヨ、スヘテ浄土門テハ現世ノ正定ヲ果ト定ルコトナシ

一 私カ証果ト云果ノ字ハ益ト云ト同シ意ナリ

一 然ラハ果ト益トハ同シコトカ

一 ナルホト左ヤウテコザル

一 コレハメツラシキコト、然ラハ冥衆護持ノ益・至徳具足ノ益等モ冥衆護持ノ果ト云コトカ、一笑々々

一 五念ノ因・五門ノ果ト云トキハ正定聚モ果テコサリマス

一 ソレ／＼ソレカ入用ナコト、五門ノ果トハ往生已後ニ立ルユヘニ果ト名クヘケレト、正定聚ハ現益ナルヲ果トハマフサレヌ、故ニ祖師モ正定聚ヲ果トオ、セラレタルコトナシ、果ハ当来^{テ脱カ}テケレハアラハレヌユヘニ正定ハ密益ト云モノ

一 密益ト云ハナキコトナリ

一 密益ト云文証ヲ出シテ見セウカ

一 随円云、イヤ文証ミルニ及ヒマセヌ

一 タトヒ不退ノ益ヲウルト云モ今生テハ皆密益ナリ、必定ニ入ト云モ其益ノ顕現スルハ当来ノコトナリ、若信心ノ行者ハ不退位ノ果相カ今生テ顕現スルトナラハ、今日互ニ此ノ論モナキハツノコトナリ、不退ノ菩薩カ何ノ此ヤウナル諍ト云コトアランヤ

一 随円云、是ハ眞浄寺言端ノアヤマリナリ、密益ナシト申コトニテコレナク候、暹云、又霖師ノ書聖浄決ニ、

宅門已下ハ明ニ彼土益^ニ、亦近論^レ之横^ニ具^ニ在^ニ一心帰
命^ニ願作仏心即入ノ四門、度衆生心ハ出第五門也、
又五門俱^ニ為^ニ彼土益^ニ、皆在^テ還相中^ニ撰^ス、果後方便
故ト、コノ文ノ意宅門已下ヲ一心帰命ニ撰シテ現生ニ
五果ヲウルト立ルカ霖師ノ説ト見ユ、果後ノ方便ト云
果ノ字ハイカ、解スルコトソヤ

一ソレハミナノ、ワケノアルコトナリ、先今其許ニ問シ、

必至無上淨信曉、三有生死之雲晴、清淨無碍光耀朗、

一如法界真身顯ト云文ハ何トコ、ロヘラル、ヤ

一隨円云、先剋ヨリ仰セラル、趣、真要抄ニ曉ノ字ノ御
尺ヲ以テ御尋ネナサル、カ、又別義ヲ御尋ネナサル、
カ

一何ニモセヨ必至無上等ノ偈文ヲ其許ノコ、ロヘヲ以テ
解セラルヘシ

一曉ト云ハ信心ヲ得テ疑ノハレタル処ヲ喻ルナリ、又次
ノ句ヘカケテミレハ將ニ命終セントスルキハヲ曉ト
云、一如法界真身顯トハ正ク彼土ニ生シ畢テ顯現スル
彼土ノ益ナリ

一然ラハ一如宝海真身顯ハ決シテ彼土ノ益ニシテ微塵モ
此方ヘハ通セス、法体ノ妙益デモ蜜^(密カ)ニモ通セヌト云コ
トカ

一ナルホト密ニモ現益ニハ通シマセヌ

一然ラハ真要抄^{法要十一ノ二十六丁}ニ云、三有生死ノ雲ハルト云ハ三

界流転ノ業用ヨコサマニタヘヌト云ナリ、一如法界ノ
真身顯ハルト云ハ寂滅無為ノ一理ヲ密ニ証ストナリ、

然レトモ煩惱ニオ、ハレ業縛ニサヘラレテ未タ其理ヲ
顯サス、然ルニ此一生ヲ捨ルトキ此コトハリ顯ハル、
処ヲサシテ、和尚ハコノ穢身ヲステ、カノ法性ノ常樂
ヲ証スト尺シ玉ヘルナリ^云、コノ文ハイカン
一真要抄ハ祖師ノ御己証ニアハヌ処アレハ、取捨カコサ
ル

一イヤコレハ何ト云コト、真要抄モ邪義カ

一邪義トハ申サレネトモ祖師ノ御己証ニ合ハヌ処ハ取レ
ス、スヘテ存覚上人ノ御釈ニハ取捨スルコト多シ、故
ニ蓮如上人御一代聞書法要^{二十二紙}云、前々住上人南殿ニ
テ存覚御作文ノ聖教チト不審ナル処ノ候ヲイカ、ト
テ、兼縁前々住上人ヘ御目ニカケラレ候ヘハ、仰ラレ
候、名人ノセラレ候物ヲハ其儘ニテ置コト也、是カ名
譽ナリト仰セラレ候也^文トアレハ、存覚師ノ説ハ用ヒ
ラレヌ処アリ、御開山・善知識ノ説ニ違フトコロハ不
正義ト存シマスル

一然レハ真要抄ノ説ヲモ不正義トスルヤ

一ナルホト左様、別ニ祖判ノ文証アラハ御出シナサレマ
セ

一存覚師ヲ評スルハ文義ノ上ノコトナリヤ、但シ安心モ
相違カアルト云コトカ

一ナルホト安心ニモ相違カコサリマス

一此一言ヲ聞テ各々驚ク

一尔時着座内陳衆ノ中ヨリ光隆寺教乘座ヨリ起テ進テ、
坊官老中ノ前ニ至テ言ク、今日論ノ趣キワカレ候ヘハ

論ハヤメサセラレ然ルヘク存候

一坊官衆仰セラレ出サル、ハ、今日ノ論ハステニ分レタ
レハ退参セヨ

一随円云、論ハ半ハナレトモ今日ハヤメヨト仰セラル、
義カ

一イヤクルシフナイ退参セヨ

于時明和四年丁亥五月廿三日自未刻至申刻

学林所化論者功存

同 継成

同 天倪

同 智洞

同 恵舶

知事 覚厳

学職侍者 教流

同 北天

筆記者 徳厳

同 仰誓

已上十人

播州真浄寺 智暹

門人 随円

同 智幢

同 泰乗

外二五人

已上九人

《編集後記》

本号では、安部弘得氏に明和の法論をめぐる史料群の整理および史料紹介をしていただきました。明和の法論は、承応の閼牆・三業惑乱とともに近世本願寺における三大法論として、よく知られています。いくつか重要な研究成果も発表されてはいるものの、あまり積極的に論じられてこなかった研究課題であるようにも思います。

安部氏は、法論のテーマ・事実関係を確認するための基礎史料の扱いが、従来かなりの偏りをもっていたことを指摘し、いま一度、議論のスタートラインを引き直すべく、新たな史料を翻刻・紹介しています。その史料を他の関係史料と対照してみれば、様々な発見があり得るでしょう。今後の研究の展開に、大いに期待したいところです。皆様には、ぜひご覧くださいますようお願いいたします。

今年度の本願寺史料研究所公開講座では、「立教開宗八〇〇年の歴史的意義―混んとする現代と自己を問う―」（赤松徹眞所長）、「関東大震災と築地本願寺―震災から復興へ―」（辻岡健志氏・宮内庁書陵部図書課宮内公文書館研究員）をテーマに開催いたしました。感染症問題の関係から、報恩講の期間に限定したオンライン配信となりましたが、多くの方にご視聴いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

本年は、親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要です。浄土真宗にとって大切な一年となります。